

儒家の食物権思想を論ずる

杜 鋼 建 *
白 巴 根 訳 **

一、序 論

中国の伝統的政治・法律思想においては、国民の生活維持と生活保障の問題は非常に重要な位置づけがなされていた。そのなかに、今日の国際人権法の食物権思想が備えている基本的要素を含んだものも数多く存在する。中国の伝統的文化思想、特に儒家の文化思想における食物権思想を研究することは、食物権思想の発生は人類の文化発展史において必然性と普遍性を有することを認識し、さらに食品安全法が体现すべき基本的信条と原則を深く理解するために有益である。

いわゆる人権とは、法律秩序において反映されるべき人間の尊厳に関する基本的価値と原則を指す。人権保障の基本的目的とは、法律共同体における人間のあるべき地位を確定または保障し、人間が尊厳をもって生活できる最低限の保障を行うことである。このような基本的価値と原則を保障するために、国家権力並びにその行為は必ず制限を受けるべきである。換言すれば、人権とは、国家が負うべき法律上の義務を定めることによって、国家権力並びにその他の公権力を制限するために堅持される基本的価値と原則のことである。このなかで、食物権とは国民に与えられた、国家に対して保障義務を要求する人権の一つである。

食物権は、生活保障権の重要な内容を構成する一つの権利である。生活保障権という側面から見て、人類の食物権を保障するという思想は、長い歴史的なプロセスを経て発展してきた。中国においては、食物権保障の問題は、早くも秦朝以前の時代から、儒家、墨家、法家及び道家など各派の思想家によって盛んに議論されていた。そのなかで、伝統的仁学の食物権思想の内容は一番豊富であった。

仁学思想のなかで、食物権の価値観をもっとも力説したものとしては「仁愛」の発想を超えるものはない。仁愛の観念は、孔子が生活保障問題を考えるうえでの切り口となっている。孔子はこう主張する。すなわち、「節用而愛人、使民以時」¹⁾。ここでいう「使民以時」とは、農民の負担を軽減し、無節度に農民から略奪することに反対し、国民生活に保障を与えるという意味である。

編集部注* 中国湖南大学法学院教授

** 中国汕頭大学法学院教授 本稿は2009年11月27日に開催された第83回特別研究会の報告原稿に加筆修正したものである。

1) 『論語・学而篇』。

孔子は子産に対して説いた「四道」中の二道が「其養民也恵、其使民也義」²⁾と主張する。ここでいう「恵以養民」と「義以使民」とは、相互に関連性のある二つの観念である。孔子が説く「使民養民」の思想に体现されている原則は「愛人愛民」のことである。つまり、政治権力者が人間に愛情を与え、国民を愛するということである。

人権概念の源流を発掘するという観点から考えてみれば、中国古代の思想家達は、法律と権利に関する問題を意識していたと判断できる。管子は言う。「故事督於法、法出乎権、権出乎道」³⁾と。つまり、一切の物事は法によって監督され、「法」の目的は「人権」の保障にあり、「人権」を創設する根拠は「道」にある、という。法が発生する起源から考えれば、法とは「道」が「権」を通じて顕在化した現象に過ぎない。管子が主張する「法出乎権」の思想は、「事」、「法」、「権」、「道」四者のそれぞれの地位とそれらの間の論理関係を表現している。ここから、次のような結論が得られよう。つまり、人権が法律を生み出し、人道が人権を生み出す、ということである。孔子が「道」を説くとき、人間という概念を忘れたことはなく、儒家が主張する「道」とは人を本にする「人道」のことである。法律規制の目的は、人道から導かれる人権を守ることにある。食品安全法は、人道から導かれる食物権の保護を規制目的とするべきである。以下論述する儒家の食物権思想の内容は、現代国際食品安全規制の原則と一致するものであり、後者の内容を豊富にするために参考価値がある。

二、儒家食物権思想の展開

1、食を得ることと食を得る権利

古代中国の食物権思想は、「得食権」（食を得る権利）と「足食権」（食を充分得る権利）という二つの概念に集約されている。したがって、「得食」と「足食」という概念を研究しておくことは、現代の国際食物権思想を理解し、さらに発展させるうえで重要である。儒家仁愛思想の核心たるものは、国家が人を愛し、民を愛することである。このような思想は、原則的に「得食」と「足食」を生活権の基本的内容とする。儒家が食の十分な供給政策を主張した目的は、なによりも先に百姓に裕福を与えることにあった。

「得食」という概念は、比較的儒家が先に提出したものであるが、そのあと、墨子などの思想家によって継承されてきた。墨子が「非楽」について語る時、百姓には三つの災難があるとし、「飢えた者が食を得ず、寒いものが服を得ず、労働するものが休暇が得られない」という三点を指摘した。墨子の仁学思想の趣旨は、天下の者がお互いに愛し、助け合うということだった。これによって、「百姓は誰にしても衣服を有し、飽食でき、よって不安なく安定した生活が送れる」理想の社会が実現される。実際、墨子は、「得衣」（服を得る）、「得食」（食を得る）、「得息」（休養が得られる）という、三大権利保障の思想を提出したわけである。孔子の食物権思想には、「無

2) 『論語・里仁篇』。

3) 『管子・心術』。

貧」(貧乏を免れる)だけではなく、「無寡」(精神的不安がない)を実現することも含まれている。貧困と不安が取り除かれた社会に関する思想が体現しているのは、平等と調和のとれた社会という原則である。つまり、財産の配分を均等にすれば貧困が消滅し、平和が実現できれば不安がなくなるということである。ここから、儒家思想のいう食物権とはすべての人々に享有されるものであるということが分かる。この点は、現代国際食品安全法が規定する食物権概念と一致している。

食物の獲得可能性とは一種の可能性を語っており、人々は生産地と自然資源から食物を得ること、あるいは、需要に応じて生産活動のなかで食物の配分、加工並びに市場運営を行うことをいう。食物獲得の可能性は経済上の可能性と実際上の可能性に分けられる。伝統仁学思想のなかで、食を得る権利は、生活保障にかかわる四大権利の一つである。この権利は、常に生活保障権利の基本的内容とされてきた。四大権利とは、「得食権」(食を得る権利)、「得服権」(服を得る権利)、「得息権」(休養を得る権利)と「得住権」(住居を得る権利)のことである。これらは、古代中国の思想家がもっとも重要視してきた権利である。儒家の思想は、現代国際人権法において規定される最低生活水準権と一致するものである。

儒家が「得食」概念を提出した目的は「足食」にある。「足食」の概念は、孔子が先に主張したものである。孔子はいう。「百姓足、君孰与不足？百姓不足、君孰与足？」⁴⁾「足食」、つまり食を充分得ることを確保するために、軍備の削減が必須であった。上述のとおり、中国の伝統思想は、「百姓は誰にしても衣服を有し、飽食でき、よって不安なく安定した生活を送られる」ことを追求した。国家財政運営の側面から言えば、「愛人愛民」(人を愛し、民を愛する)原則が要求する食物権保障問題の位置づけは、国家軍備よりも重要であった。子貢が執政していた時代に、「足食」(国民に十分な食を保障すること)と「足兵」(国防に必要な軍備を有すること)との関係をどう処理すればよいのかという問題を提起した。これに対して、孔子はこう答える。つまり、「やむを得ない事情が発生し、財政支出の削減に迫られた際、先に軍備費用を削減すべきであり、食糧供給のことはその次に考えられるべきである。」繰り返しになるが、足食の目的は、人々の裕福を保障することにある。現代の国家財政予算の観点からすれば、社会保障に利用される費用は軍事支出より高く維持されるべきである。これは、諸国の財政運営の基本原則となっている。孔子は二千年も以前に「足食先於足兵」(軍備より社会保障が先)の思想を唱え始めたにもかかわらず、中国史上の歴代統治者はこの理念に背いた形で政治運営をしてきた。今日の世界諸国においても、「足兵先於足食」、つまり軍事支出が社会保障を優先するというやりかたは依然として大々的に行われている。軍事支出と社会保障との関係を処理するうえで、現代人は真剣に孔子の「足食惠民」の思想に学ぶべきである。つまり、根本から百姓の生活保障権の観念を樹立させ、膨大な軍事費を迅速に削減し、これによって節約された資金を社会保障に充てるべきである。儒家の思想が唱えているのは、人々は誰でも尊厳を持って生活し、飢餓から免れるということである。食物権と飢餓を免れる権利は法律によって保護される人権である。食物権とは、消費者が自己の文化的伝

4) 『論語・諺源篇』。

統により、長期的にまたは経常的に質と量が充分保障された食物を獲得し、あるいは購入する権利のことをいう。この権利を行使することによって、人々が個人的または集団的に、恐怖を免れ、尊厳をもって生活を送ることができる。

墨子は孔子の「足食先於足兵」の思想を継承し、次のようにいう。「食者国之宝也、兵者国之爪也。」つまり、十分な食料供給があつてこそ、人々を凍死と餓死から守ることができる。凍死と餓死の発生を防ぐために、諸費用を節約し、財産を大事に扱うべきである。国家の倉庫に十分な食糧を貯蔵し、凶作の年に備えておかなければならない。墨子は、食料保障と国民生活を守るために、戦争に反対し、「非攻」（非戦）思想を唱導した。孔子はいう。国家が戦争に踏み切った場合、国民の財産を略奪し、その利益を損害することになる。したがって、慎むべきである。戦争が發動されたとき、「春則廢民耕稼樹芸、秋則廢民收斂。今唯毋廢一時、則百姓餓寒凍餒而死者、不可勝数。」「与其涂道之修遠、糧食輟絶而不繼、百姓死者、不可勝数也。与其居処之不安、食飯之不時、飢飽之不節、百姓之道疾病而死者、不可勝数。」儒家の足食権思想の意義は、百姓に十分な食物を与え、この目標を普遍化し、貧乏と不安を解消することである。

食物の取得可能性は、提供される食物が實際上人々の手に届くかどうかによって決定される。食物の提供は持続可能な方法で行われるべきである。取得可能性は、実際上のものと経済上のものに分かれる。経済上の取得可能性とは、人々とその家族が、十分な食物の取得を保障するための所得水準を指し、食物以外の基本的需要の満足と実現が影響されないまたは損なわれないことを限度とするべきである。経済上の取得可能性は、人々が食物を取得するいかなる手段と資格にも適用され、食物の取得が適当であるかいなかを判断する基準である。社会において損害を受けやすい人々、たとえば、土地所有権を持たない者または貧困者は、社会的保障を受けて配慮の対象とされるべきである。

孟子は、“春省耕而補不足、秋省斂而助不給”⁵⁾と主張した。ここでは、政府が民間の事情を把握し、春の耕す時期に、貧困家庭に扶助を提供し、秋の収穫時に食料不足の世帯に救済を与える、という思想が主張されている。

実際上の取得可能性とは、人々は全員十分な食物を必ず得るべきであり、体が被害を受けやすい幼児、青少年、老年、体の不自由者、治療不能な病気の患者、または長期治療を受けても治癒されない精神病患者を含む。自然災害にあった人々、災害頻発地域の人々など特に不利な地位に立たされている人々は、特別な配慮を受けるべきであり、時には食物の獲得の面で優先して配慮を受けるべきである。数多くの先住民は遭難の影響を受けやすく、かれらが祖先からの土地の獲得と使用が脅かされやすいからである。

2、食物供給の充足性と足食権

「至足」（食物を足りる程度まで供給する）の概念は孟子が早くから提出したものである。「易其田疇、薄其賦斂、民可使富也。食之以時、用之以礼、財不可勝用也、民非水火不生活、皆暮叩人

5) 『孟子・梁惠王下』。

之門戸求水火、无弗与者、至足矣。圣人治天下、使有菽粟如水火。菽粟如水火、而民焉有不仁者乎？」⁶⁾ 食物供給の充足性を確保することは、孟子仁学理論の重要な内容である。「无弗与者、至足矣」の状況に達することができるかいなかという点は、国政は仁政であるかそれとも暴政であるかを識別する重要な判断基準である。「至足」概念は必然的に「至足」を判断する基準の問題につながる。ここでいう充足性は、飽食、つまり、飢餓のない状態が実現されることをいう。凶作の年に備えて、人々が凍死を免れるために、墨子は、統治集団に属する各級の官僚は、凶作の年に減俸が必須であると主張した。減俸の基準は次のとおりである。すなわち、「歳饉、則仕者大夫以下皆損禄五分之一；旱、則損五分之二；凶、則損五分之三；飢、則尽無禄、禀食而已矣。」⁷⁾

食物の充足性概念が強調しているのは、供給が充足の基準に達することである。それでは、どの程度であれば、「至足」だといえるのか。現代国際人権法における食物権の「至足性」(Adequacy)概念は真剣に検討すべきである。「至足性」という用語は、国際法上の食物権の Adequacy という英語の翻訳として適当な概念である。食物権にとって、「至足性」概念が重要であり、『経済、社会と文化権利に関する国際条約』第11条の目的にしたがって、ある状況下での食物と飲食品の供給が適当であるかどうかを考える時の一つの要素である。「至足性」の正確な意味は大きな程度で社会全体の文化、気候、生態条件などによって決定される。

儒家の食物権思想は、今日の国際人権法上の関連規制と観念と一致するものである。『経済、社会と文化権利に関する国際条約』第11条の規定は、食物供給の充足性に関するものである。第11条は以下のように規定する。第一、本条約の締約国は、自己または家族の健康と福利のために、人々は全員適当な生活水準を獲得できることを認める。ここには、食物、衣服、住居及び生活条件を絶えず改善することが含まれる。各締約国は適当な措置をとり、これらの権利の実現を保障すべきであり、同時に、この目標のために自らの同意に基づく国際的協力が必要であることを意識すべきである。第二、本条約の締約国は、人々が飢餓を免れるための基本的人権を有することを認める。この目標の実現のために、単独であるいは国際的協力を通じて必要な措置をとることができる。また、これらの措置には、具体的かつ必要な計画が含まれるべきである。計画が次の内容から構成される。甲、科学技術に関する知識を充分利用し、栄養学知識を伝播し、天然資源の有効な開発と利用が確保される方法による土地制度の改革が行われ、これらに基づいて、食糧生産、保存及び配分方法を改善する。乙、食糧輸入国と輸出国の事情を考慮することを前提に、世界の食糧の配分が需要に応じて合理的に配分されることを確保する。このように、この国連条約の第11条の規定は、食物を充分得る権利と飢餓から免れる権利を反映し、食料の質と量の二つの側面から締約国に対して義務を要求したのである。

3、食物の量と質の充足性

孟子の食物の充足性の問題には数と質の両方が含まれる。孟子はいう。「故明君制民之産、必使

6) 『孟子・尽心上』。

7) 『墨子・七患』。

仰足以事父母、俯足以畜妻子、樂歲終身飽、凶年免于死亡、然后驅而之善、故民从之也輕。今也制民之產、仰不足以事父母、俯不足以畜妻子、樂歲終身苦、凶年不免于死亡、此惟救死而不贍、奚暇治禮義哉？……五畝（土地面積の單位、一畝15ヘクタール）之宅、樹之以桑、五十者可以衣帛矣。鷄豚狗彘之畜、无失其時、七十者可以食肉矣。百畝之田、勿奪其時、數口之家可以无飢矣。……七十者衣帛食肉、黎民不飢不寒、然而不王者、未之有也。」⁸⁾ 孟子が言及した樂年、凶年、五十者、七十者、五畝、百畝などといった状況は、すべて食物権の数量の充足性に関するものである。国民に不動産を持たせ、農家ごとに「五畝之宅」「百畝之田」を確保し、父母を尊敬し世話をすること、また嫁を迎えることができ、豊年には飽食を確保し、凶年には死亡を免れる。七十歳の人は、服と食肉を確保し、百姓は飢えと寒冷にさらされることなく生活できる。これは孟子が描いた正常な社会における百姓の最低限の生活条件である。

孟子の提出した養老の水準は、当時としては相当高いレベルのものである。現在の中国のいわゆる生存権論者がいう標準よりも高いものである。中国の生存論者は、餓死と凍死を免れるのであれば、生存権が実現されたといっている。しかし、孟子は、二千年前の生活水準に基づいて、「五十非帛不暖、七十非肉不飽、不暖不飽謂之凍餒。文王之民、无凍餒之老者、此謂之也」⁹⁾ といっている。五十歳の老人は、シルクと綿ではないと身を暖まることはできず、七十歳の老人は、肉類がないと満腹にはならない、ということをいっている。孟子が二千年前に考えた養老の基準は、今日にいたっても、中国の広大な貧困地域では実現されていないのである。数量的に言えば、充足性は、人に食物を充分供給し、正常なかつ明るい社会生活を営むことを保障することである。人に餓死と凍死を免れるのに必要な最低限のカロリーを提供するという程度のものではない。

食物の質のほうから言えば、充足性はさらに食物の文化的適宜性にも注目し、ただ飢餓から免れることを指しているのではない。人間の飲食的需要とは、食物が心身の発育、発展と維持並びに身体の活動が必要とする各種の栄養を含み、これらの栄養は、人間の生命期間の各段階における生理的需要と一致し、また、男女の異なる職業の要求を満たすものである。したがって、食物の多様性と母乳を含む適当な消費と補給方法を維持し、強化しなければならない。と同時に、食物の供給は食物の仕組みと栄養吸収に不利な影響が生じないことを確保しなければならない。

飲食の需要は、栄養のバランスの確保を意味するだけでなく、体格と成長と知力の発育及び人間の成長期における各段階の生理運動の需要を満足させるべきである。この過程では、異なる性別と職業それぞれの需要が考えられるべきである。したがって、一定の措置をとることを通じて、飲食の差異性、消費様式の合理性を維持し、それに適応するべきである。これには、母乳育児が含まれる。当然、なるべく食物の供給と入手可能性の変化を小幅にとどめることに注意し、飲食の仕組みと栄養吸収に不利な影響が発生することを避けなければならない。

安全な充足性は、政府に対して、保護措置をとり、食物生産の各段階において偽物の混入、環境問題及び処理の不適當により生じる汚染を防止することを要求する。また、自然発生する毒素

8) 『孟子・梁惠王上』。

9) 同上。

の識別、回避及び除去を確保するべきである。

4、飽食権と飢饉を免れる権利

孔子の生活保障思想は、「苛政猛于虎」のような天下における無道な現象への批判である。孔子は怒りをもってこう叱責した。つまり、「天下之无道也久矣。」¹⁰⁾ 彼は弟子たちに、「天下有道、丘不与易也」¹¹⁾ といった。孔子は天下の無道な現象を批判することを自ずからの責任であると見ていた。彼は、軍備を増強し、国民の食糧供給を軽視し、兵を民より重視する虐政苛政に対して、強烈な恨みをもっていた。このような愛人愛民思想と情緒は、墨子と孔子の著作のなかに豊富に論述されている。

孟子はいう。「堯舜既没、聖人之道衰、暴君代作、壞宮室以為汚池、民無所安息；弃田以為園囿、使民不得衣食。」¹²⁾ 適当な生活水準権には、食物、服装及び住宅権が含まれる。『史記・管晏列伝』のなかにこう書いている。「管仲既任政相齊、以区区之齊在海濱、通貨積財、富国强兵、与俗同好恶、故其称曰：倉廩实而知礼節、衣食足而知荣辱、上服度則六親固。四緯不張、国乃滅亡。下令如流水之原、令順民心。故論卑而易行。俗之所欲、因而予之、俗之所否、因而去之。」

老子は次のように考えていた。「民之飢、以其上食税之多、是以飢。」¹³⁾ 人々は飢餓を凌ぐのは、統治者が貪欲的で、税金を搾り取ったからである。「朝甚除、田甚蕪、倉甚虚、服文采、带利剑、嫌飲食、財貨有余、是謂盜竿。」¹⁴⁾ 国政に携わる人々は貪欲的に財産を貪り、だからこそ、百姓の田んぼが荒廃し、倉庫が空っぽになる。しかし、統治者は華麗な服で身をまとい、宝剑を携帯し、美味しい料理を楽しむ。それでも、取り上げた財貨に余裕が残る。これこそ最大の強盗である。老子は統治者に対して次のような警告を発していた。「禍莫大于不知足」¹⁵⁾、「持而盈之、不如其已。……金玉满堂、莫之能守、富貴而驕、自遺其咎。」¹⁶⁾ 財産を山ほど蓄積しても止めることを知らない。このように、飽きなく財産を貪ることは、自ら禍を招来することになる。結局、山ほどの金玉は守りきれず、失うことになる。老子は、統治者が法律を制定するとき、必ず「去甚、去奢、去泰」¹⁷⁾ が実現されることを求めた。国政はこの三宝を堅持するべきと主張し、三宝とは「一曰慈、二曰儉、三曰不敢為天下先」¹⁸⁾ のことである。老子は思うには、慈愛、節儉、謙讓こそ統治者が国民の擁護を得るための法宝である。老子は、政治家に、規制を氾濫させず、国民に迷惑をかけず、財産を無節度に貪らずといった戒めを発した。このような先進的な発想は、儒家の「斂従其薄」、「敬事而信、節用而愛人」の主張と共通するものである。老子の描いた理想の社会とは、

10) 『論語・八佾』。

11) 『論語・微子篇』。

12) 『孟子・滕文公下』。

13) 『老子』第七十五章。

14) 『老子』第五十二章。

15) 『老子』第四十六章。

16) 『老子』第九章。

17) 『老子』第二十九章。

18) 『老子』第六十七章。

「甘其食、美其服、安其居、樂其俗。隣国相望、鷄犬之声相聞、民至老死、不相往来」¹⁹⁾ というようなものである。人間社会がこのような理想の状態に到達すれば、統治者は「処無為之事、行不言之教」²⁰⁾ になってもかまわない。孔子は、民間の労働力を濫用することに反対し、次のように主張した。つまり、「敬事而信、節用而愛人、使民以時」²¹⁾。

戦国の時代に、統治者が農民にかけた徴税の負担は苛酷であった。「有布縷之征、有粟之征、有力役之征。用其一、緩其二、用其二則民有殍、用其三而父子離。」²²⁾ このなかから同時に二種類の税金を徴収されたら、百姓には餓死する人が出る。三種の税金が同時に徴収されたら、親子間でも譲らず、反目することが発生する。孟子は、統治者のこのような国民の死活を無視し、財産を略奪する暴行を厳しく批判した。彼はこのようにいった。「有肥肉、厩有肥馬、民有飢色、野有餓殍、此率獸而食人也。」²³⁾ 彼は邹穆公に対して次のようにいった。「凶年飢歳、君之民、老弱転乎溝壑、壯者散而之四方者、几千人矣；而君之倉廩实、府庫充、有司莫以告。是上慢而残下也。」²⁴⁾ 彼によれば、このような状況は統治者にとってみれば、非常に陰悪な状態である。「率獸而食人也」と「上慢而残下」のような状況下では、農民に対する圧迫と搾取が忍べる限度を超えて、最終的には「出乎爾者、反乎爾者也」²⁵⁾ の結果を招くだろう。

孟子は政府の行動を批判するとき、次のようにいった。「今也制民之産、仰不足以事父母、俯不足以畜妻子、樂歲終身苦、凶年不免于死亡。引惟救死而不贍、奚暇治礼義哉？」²⁶⁾ 人々は産業を失い、衣食が充分得られず、父母と妻子を守ることにすらできず、このような状況下で、死者を助けるだけで間に合わないのに、礼儀を学ぶ余裕があるのだろうか。「夫民之為道也、有恒産者有恒心、无恒産者无恒心。苟无恒心、放僻邪侈、无不為已。及陷乎罪、然后从而刑之、是罔民也。」²⁷⁾ つまり、百姓が犯罪を犯すのは、彼らは統治者に恒久な財産を奪い取られて生活のめどが立たなくなったからである。このような状況下で、百姓が一旦犯罪すると彼らを重刑で処罰することは、迫害以外のなにものでもない。犯罪を予防したいのであれば、先に人民の衣食住の問題を解決するべきである。「易其田疇、薄其税斂、民可使富也。食之以時、用之以礼、財不可勝用也。民非水火不生活、昏暮叩人之門戸求水火、无弗与者、至足矣。聖人治天下、使有菽粟如水火。菽粟如水火、而民焉有不仁者乎？」²⁸⁾ 食糧は水と火のような不可欠なものであり、百姓は衣食に困らなくなったとき、法律違反をする人がいるのだろうか。この点は、『管子・牧民』のなかでいう「倉稟实、則知礼節；衣食足、則知荣辱」の観点に似ている。

19) 『老子』 第八十章。

20) 『老子』 第二章。

21) 『論語・学而』

22) 『孟子・尽心下』。

23) 『孟子・梁惠王上』。

24) 『孟子・梁惠王下』。

25) 『孟子・梁惠王下』。

26) 『孟子・梁惠王上』。

27) 『孟子・滕文公上』。

28) 『孟子・尽心上』。

それでは、どのようにすれば「節用裕民」政策が実現されるのかについて、荀子は以下の措置を提案した。

第一、農民に土地を与える。荀子は、「農分田而耕」を主張し、「故家五畝宅、百畝田、務其業而勿奪其時、所以富之也」²⁹⁾と明確に提出した。

第二、農業生産は自然の規則を尊重して行われるべきである。「草木榮華滋碩之時、則斧斤不入山林、不夭其生、不絶其長也；黿鼉魚鱉鱔孕別之時、罔罟毒藥不入沢、不夭其生、不絶其長也；春耕、夏耘、秋收、冬藏、四者不失時、故五谷不絶、而百姓有余食也；汚池淵沼川沢、謹其時禁、故魚鱉優多、而百姓有余用也；斬伐養長不失其時、故山林不童、而百姓有余材也。」³⁰⁾このように、二千年以前から、荀子は自然の移り変わりにしたがって農業生産を行うことを主張し、生態環境と資源の保護を重視した。これらの見解は今日にいたってもその価値が失われるものではない。

第三、税収の軽減。荀子は統治者が国民から重税を搾り取ることに反対した。彼は、「聚斂者望。……聚斂者、召寇、肥敵、亡国、危身之道也」³¹⁾と主張した。彼は、「輕田野之税。平閭市之征、省商賈之数、罕興力役、無奪農時、如是則国富矣。夫是之謂以政裕民。」³²⁾と主張した。

第四、収入源を開拓し、支出を節約すること。荀子は賢明な統治者は、財源を広く開拓し、支出を節約することを勧めた。彼は、「田野畝鄙者財之本也、垣墻倉廩者財之末也、百姓時和、事業得叙者貨之源也、等賦府庫者貨之流也。故明主必謹養其和、節其流、開其源、而時斟酌焉。潢然使天下必有余、而上不憂不足。如是、則上下俱富、交无所藏之、是知国計之極也」³³⁾と主張した。

上記のとおり、荀子が主張した内容から考えられるのは、彼の礼治思想の源は孔子の思想から来ていることである。彼が説く「平政愛民」と「節用裕民」の思想は孟子がいう「仁政」とまったく同様なものである。

賈誼が発した戒めの目的が明確なものであった。いわゆる西漢の「文景之治」の初期、彼は、王朝の「大治」の表面化で社会的危機が潜伏していたことについて、鋭く洞察していた。彼は次のようにいった。「生之有時、而用之無度、則物力必屈。古之為天下者至悉也、故其蓄積足恃。今背本而趨末、食之者甚众、是天下之大残也。淫侈之俗、日日以長、是天下之大賊也。殘賊公行、莫之或止、大命将汜、莫之振救。生之者甚少、而靡之都甚众、天下之勢何以不危。」³⁴⁾彼にいわせれば、社会危機をもたらしている原因は、統治階級の金銭を無節度に使い、浪費が横行したことにある。このようなことが長年繰り返されると、その結末は想像がつかないほど悪化することになる。「夫百人作之、不能衣一人也、欲天下之无寒、胡可得也？一人耕之、十人聚而食之、欲天下之无飢、胡可得也？飢寒切于民之肌膚、欲其无為奸邪盜賊、不可得也。」³⁵⁾「民非足也而可以治

29) 『荀子・大略』。

30) 『荀子・王制』。

31) 『荀子・王制』。

32) 『荀子・富国』。

33) 『荀子・富国』。

34) 『新書・無蓄』。

35) 『新書・無蓄』。

之者、自古及今、未之賞聞。」³⁶⁾ 百姓が飢えと寒さにさらされているのに、統治者が無節度に財産を浪費しているのでは、人民の反抗を防ぐことは根本的に不可能に近い。それでは、どうすれば危機を回避することができるのだろうか。賈誼は、根本的な方法としては、農業生産を重視し、食糧を豊富に蓄積し、人々を飢えと寒さから守ることにあると主張した。つまり、「夫蓄積者、天下之大命也。苟粟多而財有余、何向而不濟。以攻則、以守則固、以戰則勝、懷柔附遠、何招而不至」³⁷⁾ のことである。食糧が豊富に保存され、財物が充分供給されているとき、国民に安心感を与え、統治に服従させることができる。「故天下者、非一家之有也、有道者之有也。」³⁸⁾ 有道と無道との主要な区別は、国政が国民の納得を得ているかいなかによって決まる。

『淮南子』は「足食安民」のことを治国のもとであると位置づけた。彼は、「為治之本、務在于安民」³⁹⁾、「治国有常、而利民為本」⁴⁰⁾ と説いた。どうすれば、安民が実現できるのか、まず、足食を確保することである。「食者、民之本也。」⁴¹⁾ 「安民之本、在于足用。足用之本、在于勿奪時。勿奪時之本、在于省事。省事之本、在于節欲。」⁴²⁾ 叙述のとおり、中国古代の思想においては、飢餓から免れる権利は足食権と不可分のものであると考えていた。

5、文化的受容性

孟子は、次のように指摘している。「食而弗愛、豕交之也；愛而不敬、獸畜之也。恭敬者、幣之未將者也。」⁴³⁾ つまり、養うだけで、愛を与えなければ、豚に餌をやっているのと同様な扱いであり、愛するが、尊重しなければ、動物の飼養と同じ扱いである。尊敬する精神は、相手にお土産が届く前から内心にあるべきである。孟子は、またいう。「一簞食、一豆羹、得之則生、弗得則死。噉而与之、行道之人弗受；蹴而与之乞人不屑也。」『告子上』は、尊重しないで施す行為は物乞いにも受け入れられないと述べている。孟子の言論は、まったく今日の生存権理論に対する批判である。精神的権利に対して、敬意を払うかどうかで、生活権論者なのかそれとも生存権論者なのかという両者間の根本的な区別が分かる。

孟子の仁学理論において、生活保障権の思想は相当深刻かつ明確化している。われわれは、生活権概念でもって「生存権」概念を代替する目的は、大きな程度で、孟子の生活保障権問題に関する論述から影響を受けている⁴⁴⁾。孟子の生活保障権思想が強調したのは生活の裕福と満足であり、ただ辛うじて息が保たれる程度の生存ではない。孟子のこの思想は現代のある人々の口になっている「生存権」と根本的に区別されるべきである。孟子は仁愛の心から出発して生活権を論じ

36) 『新書・巷産子』。

37) 『新書・修政語』。

38) 『新書・無蓄』。

39) 『詮言訓』。

40) 『汜論訓』。

41) 『主術訓』。

42) 『詮言訓』。

43) 『孟子・尽心上』。

44) 杜鋼建「生活権と生存権を論ずる」、『法学探索』、1996年第2期。

ている。人を愛し、尊敬することは生活保障の大前提である。この前提には、国民が「慮之于心、宣之于口」という言論思想の自由を充分享有することが含まれる。しかし、今日の生存権理論は人間を動物のように扱っている。食べさせることを口実に、言論思想の自由を奪っている。人間を人間として待遇するのかどうかは、孟子の仁学理論と今日の生存権との根本的な違いである⁴⁵⁾。仁愛の心を有する人間なら、民衆を精神的な権利が尊重されない生存状態に置くことはありえない。不恭不敬の生存状態は人間の尊厳に対する侮辱と軽蔑以外のなにもものでもない。孟子の恭敬愛人の生活権の理論は、現代人が真摯に受け止めて学ぶべき思想的遺産である。

6、食物提供の持続可能性と浪費拒絶

孟子は農民に「恒産」（不動産）を与えることを主張しただけではなく、農業生産はその時期を逸してはならないこと、食物浪費をしないことを確保しなければならないと主張した。彼は、「不違農時、谷不可勝食也；数罟不入湾池、魚鳖不可勝食也；斧斤以時入山林、材木不可勝用也。谷与魚鳖不可勝食、材木不可勝用也。」⁴⁶⁾と主張している。孟子は、封建統治者が農業生産の時期を無視して深刻な結果を招いたことに対して批判し、次のようにいった。「彼奪其民時、使不得耕耨以養其父母、父母凍餓、兄弟妻子離散。」⁴⁷⁾ 彼が考えたのは、このような状況が継続的に存在していくと封建秩序が根底から動揺される結果を招くことになる。農業生産の時期に違反しないで、農業生産を保護し、発展させれば、百姓に「養生喪死无憾」の感を与えることができ、これでもって、社会の安定を確保し、人民が生活と生産を楽しむことができることになる。これこそ王道仁政の発端である。

持久性の概念は十分な食物及び食糧安全問題と内在的に関連しているものであり、次世代の人々が食物を取得できることを強調している。食物の持久性には長期的な提供と取得の意味が含まれている。このことは、個々人は、農耕を通じて食物を得ること、あるいは、食物の配分システムの良好な運営によって、食物が入手されることを意味する。

食物権を理解するうえで、「足食」概念を理解することは重要である。上記国連条約第11条が規定する目標を実現するために、一定の条件下で具体的な食品と飲食の獲得を確保しなければならない。このために、充足性に関連する諸要素を考えなければならない。持続可能性は、食品の充足と食品安全といった概念とも内在的に関連している。食品の充足的供給とは、現代の人々のみに対してではなく、次世代の人々に対しても十分な食物の供給が確保されるべきことを意味している。大きな程度で、充足性の意味は、普遍的な社会、経済、文化、気候及び生態などの条件によって決定される。つまり、持続可能性とは食物獲得の長期性のことを指している。

45) 同上。

46) 『孟子・梁惠王上』。

47) 『孟子・梁惠王下』。

7、食物権と国家の義務

食品権と国家の食品に関する義務を分析することは、食品数量の保障を求めるなど食品権の実現にとって有益であるが、しかし、個人と集団が有する食品権を確実にするためには、国民が政府に対して食品に関する義務を履行することを要求できる権利が必要である。政府がこのような義務を履行しなかった場合、国民に訴える権利を与えるべきである。問題は、食物権を有することによって、起訴する権利を持つかどうかである。国家が食物権を保護する義務を負っていることからすれば、国民が食物権を根拠に訴訟の権利を持つべきである。換言すれば、政府が正当な理由を提示することなく、その義務履行を怠った場合、これに対して、国民が訴訟手続を利用して救済を求める道が開かれ、食物権が確保されるべきである。訴訟可能性は、食物権を有する国民に現実的な法律上の能力を与え（中国語で権能という概念が使われている）、権利保護が保障されることになる。

食物権による訴訟上の権利問題が普遍的に認められたあと、裁判所が社会的、経済的及び文化的権利に関する管轄権を確保することが大切であり、これらの権利を具体的に主張することによって、裁判所が食物権をめぐる問題についても管轄権を有することである。この問題を解決するために一歩踏み出すことができれば、あとに残るのは、裁判所が有する管轄権の範囲と程度の問題である。

孔子と孟子は両者とも「権利」という概念を使わなかったが、しかし、かれらの生活保障に関する主張を、実際上一種の権利の主張であると認識するべきである。人間の権利的要求には国家の義務が伴って発生するべきであり、しかも基本的権利は、国家の保護を受けるべきであり、国家がこれを剥奪してはならない。孔子と孟子は、まさに生活保障は人間の最低限の需要であることを強調すると同時に、国家がこの需要の満足のために保障措置を与えるべきであると主張したのである。このような保障を提供することができなければ、統治者は政治的法的責任を負うべきであり、統治資格を喪失する結果を招くことになる。極端な状況下では、民衆が統治者を転覆することさえ主張できる。孟子の仁学的主張によれば、国民の生活的権利要求に対して、政府が負うべき義務には二方面の内容が含まれる。一つは、刑罰を省き、税収を軽減し、農業生産の時間を奪わないことである。これらは消極的な不作為義務である。あと一つは、政府が積極的に作為義務を行うべきであり、国民に扶助と救済を与えることである。孟子が特に強調したのは、政府が仁政を施行し、「鰥、寡、孤、独」な者に救済を与えることから始めるべきことである。この四者については、「此四者、天下之窮民而无告者」⁴⁸⁾ という。このようなまったく頼る相手がいない老人と児童たちに対しては、政府が保護と救済を保障するべきである。これは特定の貧困者グループのために提出した権利保障の主張である。

仁者は必ず天下の利益の発展のために行動するべきであるという観点から、墨子は国家扶助と社会援助を唱導した。かれはいう。「是以老而无妻子者、有所侍養以終其寿；幼弱孤童之无父母

48) 『孟子・梁惠王下』。

者、有所放依以長其身。』⁴⁹⁾ 国家の扶助は、統治者が国民の事情を精察し、国民を大事にすることを要求し、次のことを指している。つまり、「飢即食之、寒即衣之、疾病侍養之、死喪葬埋之。』⁵⁰⁾

孟子は、国家が重税を搾り取ることに反対し、節度のある税収制度を主張した。かれは、税種の煩雑が不適當であり、これによって民衆の生活保障が得られないと主張した。孟子はいう。「有布縷之征、有粟之征、有力役之征。用其一、緩其二、用其二則民有殍、用其三而父子離。』⁵¹⁾ 孟子によれば、せいぜいこのなかから一種の税金を徴収し、織物、穀物と労役の税を同時に徴収してはならないことである。このような税制の思想は、農民の負担の軽減、民衆の生活保障にとって、非常に有利なものである。眼下、中国の農民の負担がますます深刻化している状況下で、孟子の税制に関する主張を継承し、発展させることは、煩雑な名目で徴収される税金を無くすために有益である⁵²⁾。

孟子は、統治者が自然規律と経済規律に反する横暴な振る舞いに対して、農業生産の時期と時間を妨げず、民衆に生活保障を与えるべきことを主張した。孟子はいう。「不違農時、谷不可勝食也；数罟不入洿池、魚鱉不可勝食也；斧斤以時入山林、材木不可勝用也。谷与魚鱉不可勝食、材木不可勝用、是使民養生喪死无憾也。』⁵³⁾ 農業生産の時期と時間を無駄にしないことも、孟子が唱導する王道を判断する標準の一つである。

人間の生活保障権は、良好なる正常生活の条件だけではなく、また、死後処理に対する保護も含まれる。この両者がともに生活保障権の核心的な内容を構成する。孟子はいう。「庖有肥肉、厩有肥馬、民有飢色、野有餓殍、此率獸而食人也。獸相食、且人惡之；為民父母行政、不免于率獸而食人、惡在其為民父母也？』⁵⁴⁾ 孟子は、戦争の発動者は刑罰を受けるべく、ここでいう刑罰とは一般的な法律責任ではなく、死刑を指している。

孟子の生活保障の思想においては、老後保障は重要な地位を占めている。「天下有善養老、則仁人以為己帰矣。』⁵⁵⁾ 養老保障があるのかどうかの点は、国政が仁政であるかどうかををはかる重要な尺度である。孟子は、特定な時期と場所における生活保障問題についても言及している。特に食糧不足する凶年においては、国民が普遍的に救済が保障されるべきことを指している。孟子はいう。「凶年飢歲、君之民老弱轉乎溝壑、壯者散而之四方者、几千人矣；而君之倉廩實、府庫充、有司莫以告、是上慢而殘下也。』⁵⁶⁾ 凶作の年に、国民が救済を受けられない状態を「上慢而殘下」といった。農民に被害を与える人は、処刑されるべきであると主張した。春の耕作期に農具と種子が不足している農家及び秋の収穫時に食糧が不足している農家に対して、政府が補助を与えるべきで

49) 『墨子・兼愛下』。

50) 同上。

51) 『孟子・尽心下』。

52) 杜鋼建「不規則的運動と農民負担の軽減」、『蘭州学刊』、1994年第6期。

53) 『孟子・梁惠王上』。

54) 同上。

55) 『孟子・尽心上』。

56) 『孟子・公孫丑上』。

あると主張した。「春省耕而補不足、秋省斂而助不給」⁵⁷⁾とは、困難な農家が補助を求める権利を有することを意味する。政府がこのような義務を負うべきであり、これも社会保障の重要な内容である。

注意を払うべきことは、当時として、孟子は市場メカニズムの法的保護の問題、関税と農業税の撤廃問題を打ち出していることである。かれは主張した。法によって市場を管理すること、関税と農業税を撤廃するなど、経済繁栄と生活保障のための重要な措置である。市場においては、貨物を貯蔵する施設を提供し、これに対して、税金を徴収しないこと、在庫品を国家が買い取り、長期的に置いておかないことを主張する。関所は通行人を検査するだけで済み、税金をとってはならない。農耕者は公の田んぼを耕作したときのみ税金を払う。住民の居住地から土地税とほかの課徴金をとってはならない。これらの措置は、市場経済の発展にとって有利である。孟子は国内市場流通を促す自由経済政策だけではなく、国際貿易の自由化政策にも注目を与えていた。最終的に関税を完全撤廃することは歴史の発展方向であると考えられた。国境による制限に対して、孟子は一向に反対する態度をとっていた。諸国家が人々の通行を制限することに反対し、人々は居住地を選択でき、自由に往来できることを勧めていた。これを「域民不以封疆之界」⁵⁸⁾という。つまり、国土を閉鎖する方法で国民の出入国を制限してはならない、これは、孟子が主張する出入国の自由、経営の自由及び観光活動の自由の基本的内容である。孟子が主張した食物権はけっしてかろうじて衣食を確保する程度のもではなかった。衣食住と精神権利の尊重などは、孟子が関心を持っていた生活の問題である。この点は、今日の生存権論者が人々の移動の自由と出入国の自由を制限してもいいという主張と比較して、孟子の生活権に関する主張のほうがさらに人権の精神に適合するものだったことが分かる。

孟子の足食権理論はまた私有財産権問題に格別な重視を与え、国民に「恒産」（不動産）を与えることを主張した。国民に不変の良心を持ってもらうために、彼らに不動産を与え、安定した産業と十分な財産を持たせることが必須である。「若民、則無恒産、因无恒心。苟无恒心、放辟邪侈、無不為已。及陷于罪、然后從而刑之、是罔民也。焉有仁人在位、罔民而可為也？」⁵⁹⁾ 国家が国民資産に対して行う規制と管理は、次のことを保障できる程度にしなければならない。つまり、父母を世話し、家庭を作ることができ、豊作の年に生活を楽しみ、凶作の年にも餓死を免れることである。孟子の国民の生産活動と財産に関する理論は、国家の経済規制権力と産業発展との関係の問題を意識し、両者の関係処理を重視していることである。国家の規制権力は、国民生活保障による制限を受けるべきであると主張している。もし、国民の生産活動と財産に関する規制が生活保障権に悪影響をもたらすものであれば、これを必ず廃止するべきであると主張する。孟子が唱える経済規制に関する理論は現代の経済規制の問題を考えるうえで参考すべき意義を有する。孟子の理論には、労働者の休養する権利も含まれる。かれは、労働するものは、休みが得ら

57) 『孟子・梁惠王下』。

58) 『孟子・公孫丑下』。

59) 『孟子・梁惠王上』。

れるべきであると主張し、「勞而勿息」⁶⁰⁾に反対した。

三、結びに代えて

以上のように、中国古代仁学思想における食物権問題に関して考察してきた。仁学の食物権に関する思想と現代先進諸国の食物権の理論と実践からみて、経済発展を優先することを口実に、人間の精神的権利の尊厳を軽視する、いわゆる生存権の理論は、基本的諸人權の相互間の関連性と影響を根本から無視してきたことが分かる。生存権理論は、愛情と尊敬とともに重視する伝統仁学の礼治の原則から相当かけ離れたものであることが分かる。孔子はいう。「古之為政、愛人為大。所以治愛人、礼為大；所以治礼、敬為大。」「愛与敬、其政之本与。」⁶¹⁾今日の生存権論者は、国民に温飽（着る服と食べるご飯）を与えることができたという傲慢な姿勢をとって、国民を軽視している。かれらは、敬民貴民、ないし仁政が主張する国民を愛することを基本とするという原則を忘れている。

食物権の核心的内容と最低限度の間に明確な区別が存在することを忘れてはならない。ある特殊な状況下で、核心的内容を構成する一部の要素が制限を受ける可能性はあるが、しかし、食物権の最低限度は、これを下回るように削減してはならないことを各国政府に要求する最低の基準を設けている。国家が有する資源の状況あるいはほかの要因による困難性とは無関係に、食物権の最低限度は実現されるべきである。裕福なある国家にとっては、食物権を保障するという義務履行は食物権の核心的な内容の要求を満足させることである。裕福なある国家にとっては、食物権の最低限度の要求を実現することより、食物権の核心的内容の実現に重点が置かれるべきである。

60) 『孟子・梁惠王下』。

61) 『大戴礼記・哀公問於孔子』。